

規制の事前評価書

政策の名称	違法な民泊サービスの広がり等を踏まえた無許可営業等に対する規制の強化	担当部局名	生活衛生・食品安全部 生活衛生課	作成責任者名	生活衛生課長 榊原毅	評価実施時期	平成29年2月
法令案等の名称・関連条項	旅館業法の一部を改正する法律案による改正後の旅館業法第7条第2項及び第7条の2第3項						
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【現状及び問題点】 旅館業については、頻繁に不特定多数の宿泊者が入れ替わり、感染症等の衛生上のリスクや善良の風俗を害するリスクがあることから、公衆衛生の確保や風俗の保持の観点から許可制度を採用し、公衆衛生の確保や善良の風俗の保持を図ることとしています。</p> <p>一方、ここ数年、自宅の一部を活用した宿泊サービスの提供がインターネット上の仲介サイトを通じて急速に普及しており、これに伴い、本来必要な旅館業の許可を得ていない違法な旅館業サービスが広がっています。これら無許可営業者は、旅館業法上の必要な措置を講じていないため、公衆衛生の確保や善良の風俗を害するリスクを高めています。</p> <p>【規制の目的、必要性】 違法な民泊サービスの広がり等を踏まえ、無許可営業者に対する報告徴収及び立入検査並びに緊急命令の規定を創設いたします。</p>						
想定される代替案	都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長。以下同じ。）による任意の行政指導によって、無許可営業者に対する指導・監督を行うこととします。						
規制の費用	費用の要素	代替案の場合					
1 遵守費用	規制を遵守するために、規制を受ける者が、許可の申請書類の作成、構造設備基準や遵守事項に適合するための措置に要する費用、報告徴収・改善命令・許可の取消し等が行われた場合は、その措置のために要する費用、許可を受けずに旅館業を行った場合等に課せられる罰則に要する費用を負担することが考えられます。	都道府県知事による任意の行政指導を行う場合には、改正案と同様の手続費用が発生します。					
2 行政費用	都道府県において、無許可営業者に対する報告徴収・立入検査等の業務費用を要することが考えられます。	都道府県知事による任意の行政指導を行う場合には、改正案と同様の手続費用が発生します。					
3 その他の社会的費用	その他、社会的費用は発生しないものと考えられます。	その他、社会的費用は発生しないものと考えられます。					
規制の便益	便益の要素	代替案の場合					
	無許可営業者に対する規制の強化により、感染症等の公衆衛生上のリスクや善良の風俗を害するリスクが高い無許可営業者を実効性をもって取り締まることができます。	都道府県知事による任意の行政指導では、無許可営業者が行政指導に従わず、無許可営業に対する実効性のある取締りができないおそれがあります。					
政策評価の結果 （費用と便益の関係の分析等）	代替案においては、無許可営業者に対する規制が任意の行政指導であることから改正案と比較して無許可営業者が受ける負担は軽いものの、無許可営業者に対する規制が十分に及ばず、無許可営業者を確実に排除するという目的を達成するための実効性が担保できないおそれがあります。このため、規制の新設に当たっては改正案の方が望ましいものと考えます。						
有識者の見解その他関連事項	「民泊サービス」の制度設計のあり方について（平成28年6月20日「民泊サービス」のあり方に関する検討会最終報告書）において、「民泊に係る法整備と併せ、旅館業法の改正についても検討すべきである。具体的には以下のような点が挙げられる。（略）無許可営業者に対する報告徴収や立入調査権限を整備することについても併せて検討すべきである。」とされている。						
レビューを行う時期又は条件	旅館業法の一部を改正する法律案附則第2条において、この法律の施行後5年を目途として、この法律による改正後の規定の実施状況を勘案し、当該規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる旨の検討規定を設けており、当該規定に基づいて対応します。						